

奈個情第124号  
令和4年3月23日

奈良市長 様  
(担当課 子ども未来部児童相談所設置推進課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第6条第4項の規定に係る  
諮問について (答申)

令和4年2月3日付け奈子児第221号で諮問のあった下記の件について、別紙  
のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第03-20号】

児童相談所業務(相談業務、一時保護業務、措置業務及び里親業務)における個人  
情報の例外的な収集について

(別紙)

答申：個情第60号

諮問：個情第03-20号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市長が、児童相談業務における要保護児童等の適切な支援のため、当該児童本人、その家族、里親及び里親になることを希望する者等の思想、信条及び信教並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報収集することについて、公益上の必要が認められ、当該業務の目的を達成するために必要かつ不可欠なものであり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認める。

### 第2 対象事業の概要

奈良市長（以下「**実施機関**」という。）は、令和4年4月1日に設置する児童相談所において要保護児童等の適切な支援を行うため、当該児童本人、その家族及び里親になることを希望する者等（以下「**当該児童本人等**」という。）の思想、信条及び信教並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報収集することについて、次のとおり説明した。

#### 1 児童相談業務等について

##### (1) 児童相談所業務

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「**法**」という。）第2条第3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法第59条の4第1項で都道府県に関する規定が児童相談所を設置する中核市に適用される第12条第2項で児童相談所の主たる業務を定めている。

法第12条第2項は、「児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。」と定め、法第11条第1項第2号において「ホ 児童の一時保護を行うこと。」「ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。」「チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子とな

る児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母…その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。」などを主たる業務として定めている。

なお、奈良市における児童相談所は、条例に基づき設置され、その他関係規定に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施されることになる。

## (2) 里親制度

里親制度は、法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託する制度で、養育里親、専門里親、親族里親及び養子縁組里親の四種類がある。

このうち、奈良県における養育里親制度については、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）等の関係法令、児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則（昭和53年奈良県規則第11号）等により運営している。

実施機関が児童相談所を設置すると、奈良県が制定した「児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則」と同様の規定を整備し、里親制度を運用していくことになる。同規則等の規定によると、児童相談所長は、里親希望者から申請書の提出を受け、奈良県が指定する研修の修了を確認した上で、直ちに家庭調査を行い、その適否を明らかにする書類を作成し、当該申請状況を踏まえて児童相談所が奈良県に意見提出・申請者が里親として適当かどうかの意見が提出され、里親に登録される。

## 2 児童相談業務等における個人情報の取扱い

### (1) 児童相談業務

児童虐待等の事案について、当該児童の援助方針を定めて援助を行い、必要に応じて当該児童の一時保護を行い、又は支援機関等に委託し若しくは入所させるといった児童虐待を防止するための当該児童に対する必要な支援等を行うものである。

こうした事務の性質上、次のことから思想や信条といった個人情報の取扱いを想定しており、これらの情報を収集しなければ児童虐待等の事案の事務処理やその目的達成に支障が生じるおそれがある。

ア 児童虐待等の事案に係る相談、通報等の中には、思想や信条といった個人情報が含まれる場合があり、これらの情報は、相談者、通報者等の意思により一方的に提供されるものであり、選択の余地がないこと。

イ 実施機関としても、必要な調査や専門的見地からの分析を行うなど児童虐待等の事案に適切な対応や支援のためには、当該事務の目的の範囲内において、思想や信条といった個人情報を収集する必要があること。

(2) 里親業務

里親の認定及び登録するに当たっては、里親になることを希望する者の里親としての資質の適否を判断する前提として、当該者及び同居人が欠格事由に該当しないことが必要であり、欠格事由は法第34条の20で次のように定められている。

ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

また、当該児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう当該児童及び里親との適合性を判定する必要がある、思想や信条といった個人情報を収集する必要があること。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、児童相談業務等において、思想や信条といった個人情報を収集するに当たり、次のような措置を講じることで、当該児童本人等に係る思想や信条を含む個人情報の安全性を確保しようとするものである。

(1) 個人情報を情報端末で取り扱うに当たっては、外部ネットワークと接続されていないシステム及び情報端末を利用すること。

(2) 思想、信条等を含む個人情報を取り扱うシステムサーバーを設置する場所には、当該場所への入室に指紋認証を必要とするなどセキュリティ対策を講じること。

(3) 情報端末の利用には職員個人に付与されたICカード及びパスワードによる認証を必須とし、また個人情報へのアクセスは、児童相談業務等を行う職員に限定すること。

(4) 情報端末を利用した個人情報の不適切な利用を防止するために、システムログを取得し、情報端末からのアクセスを監視すること。

(5) 個人情報を記載した文書は、キャビネットに保管し、施錠すること。また執務室に立入制限区域を設定し、執務時間外は施錠することにより外部からの侵入を防止し、個人情報への容易なアクセスを防止すること。

- (6) 個人情報に記載した文書は、保存期間を定めた国の通知等に基づき、適切に保存し、保存期間経過後は速やかに廃棄すること。
- (7) 児童相談業務等を行う職員に対し、個人情報の取扱いに関する研修を行うとともに、適正な個人情報の取扱いがなされているか点検を行うこと。

### 第3 審議会の判断

当審議会は、諮問された本件事案については、児童相談業務等の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該児童本人等に係る個人情報に不当に侵害されることはない認められることから、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該児童本人等の権利利益に不当に侵害されることはない判断した。ただし、実施機関が児童相談業務等を実施するに当たっては、次の事項に留意し、当該児童本人等に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

児童相談業務等において扱う当該児童本人等の個人情報は、その業務の性格上、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第2条第3号に規定する要配慮個人情報を取り扱う機会が多い。要配慮個人情報は、個人の人格、権利利益等に深く関わるものであるため、業務を担当する職員は、その意義を十分理解し、適切に取り扱うことが重要である。このことから、実施機関が「第2 対象事業の概要」の「3 個人情報の安全性の確保」の(7)で説明した研修については、定期的又は適時に、かつ、必要な研修を行うこと。

### 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年 2月 3日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 3月23日	令和3年度第12回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和4年 3月23日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁 護 士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁 護 士	会 長
浜 口 廣 久	弁 護 士	会長職務代理者